

財団法人平和中島財団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人平和中島財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都港区赤坂1丁目12番32号アーク森ビルに置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、諸外国から我が国の大学等に留学する者及び我が国から海外の大学等に留学する者に対する奨学援助事業を行うとともに、教育・学術の国際交流の振興と対日理解の促進、並びに我が国及び国際社会が抱える諸課題の克服に必要な教育・学術分野の調査・普及活動等を行い、もって我が国と諸外国との平和と友好親善に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 外国人留学生に対する奨学金の支給
- (2) 日本人留学生に対する奨学金の支給
- (3) 国際共同研究その他教育・学術の国際交流事業に対する助成
- (4) 教育・学術の国際交流に関する会議等の開催
- (5) 教育・学術の国際交流の促進のための調査及び普及事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- (4) 基本財産とされている株式に基づき取得した新規発行による株式

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を

経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、毎会計年度開始前に、文部科学大臣に届けなければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書とともに、監事の意見を付け、理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を受けて、毎会計年度終了後3月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入れをしようとするときは、この会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内(うち会長1名、理事長1名及び常務理事2名以内とする。)

(2) 監事 2名

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で会長、理事長及び常務理事を定める。

2 理事の選任にあたっては、理事のいずれか1名及びその者と親族その他特殊な関係にある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

3 監事には、この法人の理事(その親族その他特殊な関係にある者を含む。)及び職員は含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊な関係があつては

ならない。

(理事の職務)

第17条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 理事長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。

4 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第19条 この法人の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決により会長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第21条 役員はすべて無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる(この法人に財産を寄附した者又はその者と特殊な関係のある者を除く。)

2 常勤の役員報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

(評議員選出)

第22条 この法人には、評議員15名以上20名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、会長が任命する。

3 評議員のうちには、役員のうち1人と親族その他特殊の関係のある者の数又は評議員のうち1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

4 評議員は、役員を兼ねることができない。

5 評議員には、第19条から第21条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員職務)

第23条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し、必要と認める事項について助言する。

(職員)

第24条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

3 職員は、有給とすることができる。

第5章 会議

(理事会の招集等)

第25条 理事会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。ただし、理事長に事故があるとき又は欠けたときは理事の互選により議長を選任する。

(理事会の定足数等)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第27条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) 奨学金・助成金支給関係規程の変更に関する事項
- (7) その他この法人の義務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2 評議員会は、会長が招集する。

3 評議員会の議長は、会議の都度評議員の互選で定める。

4 第25条第1項及び前条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第28条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 選考委員会

(選考委員会)

第29条 この法人には、第4条第1号及び第2号の事業にかかる選考を行うため、留学生選考委員会を置き、また同条第3号から第6号の事業にかかる選考を行うため、国際学術研究助成選考委員会を置く。

- (1) 留学生選考委員会は、5名以上10名以内、国際学術研究助成選考委員会は、15名以上20名以内の委員をもって組織する。
- (2) 委員は、学識経験者のうちから、理事会で選出し、会長が委嘱する。
- (3) 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が2名を超えて含まれてはならない。

- (4) 委員には第16条第2項、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「選考委員」と読み替えるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し、必要な事項は理事会で定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更できない。

(解散)

第31条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

この場合の議決は、あらかじめ通知された事項について書面をもって意思を表示した者は、出席者と見なすが、他の者を代理人として裁決を委任することはできない。

(残余財産の処分)

第32条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第33条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為及び奨学金・助成金支給関係規程
 - (2) 役員、評議員、選考委員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - (3) 財産目録
 - (4) 資産台帳及び負債台帳
 - (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (7) 処務日誌
 - (8) 官公署往復書類
 - (9) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第4号までの書類及び同項第6号の書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号から第9号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(株主権の行使)

第34条 この法人は、保有する株式については、その株式の発行会社に対し、株主としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得なければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株式割当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

第35条 この寄附行為施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 第14条の規定にかかわらず、この法人設立当初の会計年度は、設立許可の日から平成4年3月31日までとする。
- 2 この法人設立当初の理事及び監事の任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成13年1月6日から施行する。